

報告第1号

新型コロナウイルス感染症感染拡大に係る県立学校の対応について

1 児童生徒、教職員の感染判明に伴う県内公立学校の臨時休業の状況

(令和3年4月1日～5月第3週)

- ・ 県立学校 3校 (臨時休業期間は3校いずれも1日)
- ・ 市町立学校 17校 (臨時休業期間は9校が1日、8校が2日)

2 県立学校における児童生徒の感染防止対策の徹底

(1) 学習活動の一部制限

<5月9日「石川緊急事態宣言」発出後>

- 感染リスクの高い以下の学習活動を控える
 - ・ 長時間、近距離で対面形式で行うグループワークやペアワーク
 - ・ 室内で近距離で行う合唱、管楽器演奏 など

(2) 部活動の一部制限

<4月26日「ステージⅢ (感染まん延特別警報)」発出後>

- 合宿、県外への遠征、県外チームとの練習試合を禁止

<5月9日「石川緊急事態宣言」発出後>

- 上記に加えて、県内の高校生同士の練習試合を禁止